

紹介状無し受診時の患者負担（選定療養費）の改定について



紹介状無しで当院を受診される場合、追加の自己負担（選定療養費）が必要です。



平成30年7月1日から選定療養費の金額を以下のとおり改定します。

区分		改定前 (～H30.6.30)	改定後 (H30.7.1～)
初診	紹介状無しの場合	(医科) 2,600円 (歯科) 2,600円	(医科) <u>5,000円</u> (歯科) <u>3,000円</u>
再診 (新設)	紹介状無しの場合 (他の医療機関を紹介済)	無し	(医科) <u>2,500円</u> (歯科) <u>1,500円</u>
	<u>当院から他の医療機関を紹介した後で、同一病名で紹介状無しに当院を再受診した場合、新たに上記料金がかかることになりました。</u>		

※ 1人1回当りの金額

※ 現行制度と同様、緊急やむを得ない場合等については、選定療養費が不要となる場合があります。

保険医療機関相互の機能分担を推進するため、特定機能病院及び許可病床数400床以上の地域医療支援病院については、選定療養費の徴収が責務となっており、国規則等の改正に伴い金額を改定します。

当院受診の際は「紹介状」をお持ち下さい！